



曾木の子

ホームページ <http://www5.synapse.ne.jp/es-so/>

学校便り No. 7

令和3年11月13日(土)発行
伊佐市立 曾木小学校
TEL:25-1152 FAX:25-1162
伊佐市 大口曾木1753番地



人権週間

校長 山田 俊也

～12月4日(土)から10日(金)までは、人権週間です。～



校内でも、人権旬間の設定(1日～10日)、人権集会の実施、人権・わたしの行動宣言作成などの学習を行います。

鹿児島県の人権教育基本計画の中では、施策を推進すべき分野として、次の項目を掲げています。

- 女性 子ども 高齢者 障害者 同和問題 外国人 H I V感染者等
- ハンセン病患者・元患者等 犯罪被害者等 インターネット等による人権侵害
- 北朝鮮当局による拉致問題等 刑を終えて出所した人と人権 ホームレスの人々と人権
- アイヌの人々と人権 性的少数者 その他

人権に対する意識を高めていくためには、その源となる人権感覚を育てていく必要があります。人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚であるとされています。

このことは、いじめ問題においても同様です。「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分です。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのです。



人権イメージキャラクター 人KENまもる君

人KENあゆみちゃん

鹿児島県教育委員会では、毎年、「なくそう差別 築こう明るい社会」という人権教育資料を発行しています。令和3年度版は「子どもの命を守るために」という特集となっています。

平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、同和問題(部落問題)に関する基本的認識と指導のあり方などについて整理したもので、同和問題(部落問題)に係る歴史を振り返りながら、偏見や差別をなくすために必要な知識を身に付けたり、研修や授業づくりにおいて活用したりして、差別を許さない意識の高揚を目指しています。

誰であっても、普段から何気なく当たり前のように見かけている光景や、日常的に使用している言葉など、問題となることがもしかしたらあるかもしれません。お互いの言動、自分自身の言動に気付いていくことが、人権感覚の高揚に結びついていくのではないのでしょうか。



左の画像は鹿児島県県民生活局人権同和対策課のホームページのQRコードです。スマートフォンや携帯電話のカメラで読み込むと、そのページを表示することができます。

また、年間を通して、人権に関する月間・週間・記念日があります。学校だけではなく、家庭や地域においても、人権に関する意識が深まることを願っています。